

第 15 回ふじみ野市総合防災訓練概要

1 目的

ふじみ野市地域防災計画による 3 層の応急活動体制を検証するため、国が定めた「令和 8 年総合防災訓練大綱」を踏まえた総合防災訓練を実施することにより、市民の防災意識の向上及び自助・共助の強化を図る。

2 日時

令和 8 年 11 月 8 日（日）午前 8 時 30 分から正午まで ※小雨決行

（大雨等で訓練中止の際は、午前 7 時 30 分に防災行政無線、F メール、ホームページ等で周知）

3 訓練想定

令和 8 年 11 月 8 日午前 8 時 30 分、東京湾北部を震源とする震度 5 強（一部 6 弱）の地震が発生。市内全域にわたり家屋の全半壊、橋梁・ライフラインの損壊など、大きな被害が発生したため災害対策本部を設置し、地域防災計画に基づく応急対策活動を行う。

4 協力要請機関

- (1) 陸上自衛隊第 1 師団第 32 普通科連隊
- (2) 東入間警察署
- (3) 入間東部地区事務組合消防本部
- (4) ふじみ野市消防団
- (5) ふじみ野市医師会
- (6) ふじみ野市歯科医師会
- (7) 上福岡・大井薬剤師会
- (8) 埼玉県柔道整復師会川越支部ふじみ野会
- (9) ふじみ野市社会福祉協議会
- (10) ふじみ野市赤十字奉仕団
- (11) ふじみ野市管工事業協同組合
- (12) ふじみ野市災害対策協会
- (13) 東入間交通安全協会上福岡支部
- (14) 東入間交通安全協会大井支部
- (15) 東京電力パワーグリッド株式会社
- (16) NTT 東日本株式会社
- (17) 災害協定事業者
- (18) 資機材取扱事業者
- (19) 委託事業者・指定管理者

5 訓練項目

- (1) 【地区対策本部】・・・・・・・・・・自主防災組織及び市民
 - ア 地区集合場所等への避難
 - イ 地区対策本部の設置・運営
 - ウ 避難行動要支援者等の避難支援
 - エ 情報連絡員による情報伝達訓練
 - オ 地域防災拠点からの災害備蓄食料等の引取訓練
 - カ 地区対策本部としての自主事業訓練等
- (2) 【地域防災拠点（指定避難所）】・・指定職員、学校職員、各中学校
在校生及び拠点協力員
 - ア 避難者の受入
 - イ 指定避難所の設置・運営
 - ウ 地域防災拠点運営組織及び指定避難所運営組織の設置・運営
 - エ 防災倉庫内の資機材等の確認・点検（備蓄品、特設公衆電話等）
 - オ 情報伝達・交信（ふじみ野市総合防災情報システム、携帯電話、衛星電話）
 - カ 防災井戸及び貯水槽からの取水訓練（設置箇所のみ）
 - キ 災害備蓄食料の配布
 - ク 資機材等の操作訓練
 - ケ 自主事業訓練
 - コ 指定避難所運営マニュアル等の確認・検証
- (3) 【災害対策本部】・・・・・・・・・・行政及び防災関係機関
 - ア 災害対策本部の設置・運営
 - イ 公共施設の被害状況の把握
 - ウ 情報の収集・整理・発信
 - エ 各応急対策による災害対応訓練（主な訓練）
 - (ア) 避難行動要支援者等の避難支援
 - (イ) 医療救護
 - (ウ) 物資供給
 - (エ) 応急復旧
 - (オ) 情報伝達・交信（ふじみ野市総合防災情報システム、携帯電話、衛星電話）
 - オ 防災関係機関との連携訓練

※各応急対策班において、必要に応じて防災関係機関に対し、参加協力を求める。

6 防災訓練会議等

(1) 総合防災訓練に関する調整会議

ア 自治組織防災検討会

自治組織連合会役員と総合防災訓練について協議。

イ 地域防災に関する懇談会

福祉団体、商工会等の市関係団体との意見交換。

ウ 防災士との意見交換会

防災士の資格を有する市民との意見交換。

(2) 災害対策本部会議

(1)及び(2)の意見交換結果を受け、当該年度の概要を確定。

(3) 全体説明会

(2)で決定した概要を基に、訓練詳細について説明させていただきます。

(4) 防災関係機関会議

消防、警察、自衛隊等防災関係機関と事務局で訓練の実施内容について協議。

(5) 地域防災拠点運営会議

地域防災拠点運営委員、市の指定職員及び施設の職員（教職員）でマニュアルの見直しや、自主事業（地域防災拠点で行う講話や体験等）について調整いただきます。

(6) 地区対策本部会議